

## 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 昭和五十五年の法制審議会による、「関係当局は、将来、できる限り被拘留者の収容の必要に応じるこ  
とができるよう、刑事施設の増設及び収容能力の増強に努めて、被拘留者を刑事留置場に収容する例を漸  
次少なくすること。」との答申を想起しつつ、現在、刑事収容施設の過剰拘禁問題の解決が、当時に比し  
ても、喫緊の課題になっており、その実現に向けて、関係当局はさらなる努力を怠らないこと。

二 未決拘禁者の処遇に当たっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われ  
ることがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。特に、未決拘禁者の私物の保管  
限度量を定めるに当たっては、訴訟の準備に支障が生じることのないよう、訴訟記録等の取扱いについて  
十分に配慮すること。

三 未決拘禁者と弁護人等との面会については、面会の状況を監視すること等によりかりそめにも秘密交通  
権の侵害となることがないよう留意するとともに、連日的・集中的な公判審理が行われる中で防御権を実  
質的に保障するため、夜間・休日面会に対応することができるよう、必要な人的・物的体制の整備に努め  
ること。

四 未決拘禁者と弁護人等との連絡手段としての電話、ファックス等の導入については、その必要性が高い  
ことにかんがみ、通信インフラその他の物的基盤・人的基盤の整備に努めるとともに、弁護人の同一性の  
確認等の課題にも留意しつつ、これを利用できる範囲、方法、アクセスポイントの在り方等について検討  
を進めること。

五 被收容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設における過剰収容状態が拡大し、職員の勤務負担が増大し続けていることにかんがみ、過剰収容問題の解決に向けて必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。

六 裁判員制度の実施を控え、刑事司法制度の在り方を検討する際には、取調べ状況の可視化、新たな捜査方法の導入を含め、捜査又は公判の手続に関し更に講ずべき措置の有無及びその内容について検討を進めるとともに、代用刑事施設制度の在り方についても、刑事手続全体との関連の中で検討すること。

七 代用刑事施設においては、自白の強要といった批判を招くことのないよう捜査担当者に徹底を図るとともに、女子の被收容者の処遇には女子の職員を配置するよう努めること。

八 捜査と留置の完全な分離を図るため、留置担当官は捜査業務に従事してはならないこと及び捜査担当官は原則として留置業務に従事してはならないこととし、取調べに当たっては、被留置者の起居動作の時間帯を遵守するよう努めること。また、留置業務管理者は、未決拘禁者等の居室の出入りについて、その時刻その他の事項を記録し、保存するとともに、裁判所等からの求めに応じ、これを開示すること。

九 防声具の使用状況については、留置施設視察委員会に必ず報告するとともに、留置施設における防声具の使用の将来的な廃止を目指し、留置施設への保護室の整備を計画的に進めるほか、処遇困難被留置者の早期の刑事施設への移送を積極的に推進すること。

十 留置施設視察委員会の委員は、幅広く各界各層から選任することとし、委員会が留置業務管理者に対し述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、十分尊重すること。

十一 拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃走等の防止に留意しつつ、ネクタイ、ベルト、靴の着用等服装に配慮すること及び捕縄・手錠を使用しないことについて検討すること。

十二 反則行為に対する禁止措置の適用に当たっては、対象者が未決拘禁者であることを十分に踏まえ、かりそめにも取調べと関連付けることのないよう徹底すること。

十三 死刑確定者の処遇に当たっては、死刑確定者処遇の原則に定められている「心情の安定」は、死刑に直面する者に対する配慮のための原理であり、これを死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならないことを徹底すること。

右決議する。